

アピオスペース 使用規程

(目的)

第1条 この規程は会津若松卸商団地協同組合（以下「組合」という。）の組合会館「アピオスペース」（以下「本施設」という。）の賃貸に関し、その使用基準を定める。

(使用基準)

第2条 本施設は組合の共同施設として建設されたものであり、主として組合員等(組合員・賛助会員)及び同従業員が行う会合、催事等に貸出しをする。

2 組合員等以外に貸出しをする場合は、組合としての社会的使命に鑑み、組合員等に悪影響を与えるまたは迷惑をかけるような会合、催事等には貸出しをしない。

3 次の各号に掲げる組織、個人については、本施設の貸出しをしない。また、使用契約成立後、あるいは使用中といえども、その事実が判明した場合には、その時点以降、一切の使用をお断りする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者。
- (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の関係者。
- (3) 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者。
- (4) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧の不当要求及びこれに類する行為が認められる場合。

(使用の申込及び許可)

第3条 本施設を使用する者は、別の定める申込書を組合に提出して、その許可を受けなければならない。

(使用の規則)

第4条 組合は、次の各号の一つに該当するときは、本施設の使用を許可しない。

- (1) 公安、または風俗を害する恐れがあるとき。
- (2) 建物、付属物または備付物件を毀損する恐れがあるとき。
- (3) その他組合が、不相当と認めたとき。

(使用料及び納入方法)

第5条 本施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用料を納入しなければならない。使用料並びに納入方法は別に定める。

(違約金)

第6条 使用者は、第3条の申込書を提出したあとで使用を取り消したときは、別に定める違約金を組合に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、既納の使用料より差し引き残額を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に本施設を使用し、または転貸してはならない。

(使用許可の取消)

第8条 組合は、次の各号の一つに該当するときは、その使用を変更もしくは中止し、または許可の取り消しをすることができる。

- (1) この規程、およびこれに基づく定めに違反したとき。
- (2) 使用許可の目的または条件に違反したとき。
- (3) 公益上やむを得ない事由によるとき。
- (4) その他組合において必要があると認めたとき。

2 前項の場合に使用者が損害を受けることがあっても、組合はその責を負わない。

(損害賠償)

第9条 本施設の使用において、建物、付属物、備付物件を毀損または汚損したときは、使用者が賠償の責を負うものとする。

(免責)

第10条 本施設の使用において、使用者が本施設の建物、付属品、備付物件をもって準備、使用、後始末をする場合に生じたケガ等身体的事故または使用者持込等の財物の破損等事故について、組合は、組合の責めに帰すべき事由が明らかである場合以外、責任を負わない。

(運用)

第11条 この規程およびこれに基づく定めについては、理事会で決定する。

(附 則)

1. この規程は平成9年1月6日より施行する。
2. この規程は平成29年4月7日より施行する。